

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※
※　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※
※ 第 2 回高梁市議会（定例）追加議案　※
※　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和 4 年 3 月

高　　梁　　市

第2回高梁市議会(定例)追加議案目録

議案番号	件名	結果	頁
質問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて		3

諮問第1号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求ることについて

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	西 村 肇	
	大 内 瞳 子	
	藤 井 恵 子	
	平 松 正 寛	
	赤 木 日登美	
	西 井 秀 明	
	村 上 鉄 治	

令和4年3月24日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

提 案 理 由

人権擁護委員の推薦について、議会の意見を求めるため。

(参考)

人権擁護委員法（抜すい）

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあっては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略

(委員の任期)

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。